

令和5年度

「消費者モニター」を 募集します。

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会は、令和5年度「消費者モニター」を募集します。

当協議会は、消費者モニター事業を通して、不動産の公正競争規約（不動産広告の自主的なルール）の普及・啓発を行い、不動産の広告表示の適正化に努めています。

1. 期 間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

2. 業 務 ① 新聞折込チラシ、インターネット広告、DMなどの収集…1回
〔予定〕 ② 説明会への出席（開催：大阪市内、平日）…1回
※必ず出席できることが条件です。
③ 懇談会への出席（開催：大阪市内、平日）…2回
※必ず出席できることが条件です。

3. 謝 礼 (1) 業務① @3,000円
〔予定〕 (2) 業務②及び③ 大阪府の方 @5,000円（交通費含む）
京都府の方 @6,000円（交通費含む）
兵庫県の方 ∕
奈良県の方 ∕
滋賀県の方 @7,000円（交通費含む）
和歌山県の方 ∕

※ 通常の交通手段で(2)の額を超える場合、別途協議します。
※ 謝礼の額は、令和4年度実績です。

4. モニター一定員 40名以内（近畿2府4県在住で70才未満の方）
5. 応募方法 住所・氏名・性別・年齢・職業・電話番号・FAX・メールアドレス・家族数・消費者モニター経験の有無を記載したものを郵送して下さい。

※電話のみの方はお断りする場合があります。
ただし、返却はいたしませんのでご了承下さい。

6. 締め切り **令和5年2月22日（水）までに必着**

7. その他 令和5年3月中旬頃、採用者にのみ通知します。

8. 応募問合せ先

〒540-0012

大阪府中央区谷町2-2-20 大手前類第一ビル9階

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会 消費者モニター係

TEL：06(6941) 9561 FAX：06(6941) 9350

ホームページからも応募できる様になりました。こちらから⇒

- ・モニターへの応募は、本協議会モニターの経験者以外から受付します。
- ・モニター人数、業務内容は変更する場合があります。
- ・消費者モニター採用の採否は、採用者のみ毎年度3月中旬に通知しますのでご了承ください

※ホームページ上（<http://www.koutori.or.jp>）でもご覧になれます。

※ご応募いただいた方の資料は、当協議会が厳重に保管した上で破棄します。また、個人情報とは当協議会が厳重に管理します。

公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会とは

平成24年4月1日、内閣総理大臣の公益認定を受けた公益法人で、「不動産の公正競争規約」を運用しています。

不動産公正取引協議会は、全国に9地区あります。（北海道・東北地区・首都圏・北陸・東海・近畿地区・中国地区・四国地区・九州）

不動産の公正競争規約には、「表示規約」と「景品規約」があり、消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けています。

当協議会は、不動産の公正競争規約を運用し、一般消費者の不動産の適正な選択に資するとともに、不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争の確保に努めています。